

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8339
担当部課名	総務部	職員厚生	課	健康管理 係
事務事業名	公務災害等見舞金事業		事業コード	

1 総合計画における位置づけ

政策名	第 章	事業開始年度
基本施策名	第 節	~ 63 年度
施策名	第 施策	

2 実施根拠及び関連法令等

相模原市職員公務災害等見舞金条例

3 事業概要

(1) 事業の目的 すべての常勤・非常勤の職員を対象に公務上又は、通勤途上の災害に対し、支給事由に該当した場合に見舞金区分に基づき見舞金を支給するもの。	(2) 対象(誰、何) すべての常勤・非常勤職員 対象数 126課・機関
(3) 平成13年度事業の内容 ・見舞金支給額 12,760千円 ・見舞金支給件数 37件 内訳(単位:千円) 区分 期間、障害等級 支給金額 件数 合計金額 療養 30日以上 10 34 340 入院 15日以上30日未満 20 1 20 障害 9級 10,000 1 10,000 12級 2,400 1 2,400	(4) 総合計画・実施計画における概要 なし (5) 個別計画の概要 計画名 計画年次 年度~ 年度

4 評価指標

指標名	見舞金非支給率	見舞金支給者の内、後遺障害を持たない者の災害率
指標式	(治癒報告件数-見舞金支給件数)/治癒報告件数×100 (H14年度の計算式: H13年度見舞金非支給率実績×1.1)	(見舞金支給件数-障害見舞金支給件数)/見舞金支給件数×100 (H14年度の計算式: H13年度目標値)
指標設定の意図	見舞金支給要件に満たない者の割合により災害に伴う症状の軽重度を表す	見舞金支給者の内、後遺障害を発生しない者の割合により、職場復帰に対する支障度を表す

5 目標と実績

〔金額単位:千円〕

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	43.8	47.9	a 41.3	b 53.1	47.1	
指標	94.4	94.6	c 94.6	d 100.0	100.0	
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	5,950	4,990	12,760	12,760	900
	人員・時間数	(1.0人)	(1.0人)	(1.0人)	(1.0人)	(1.0人)
	人件費	8,420	8,420	8,420	8,420	8,420
	その他経費	0	0	0	0	0
	合計	14,370	13,410	21,180	21,180	9,320
特定財源						

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 B ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 86.2%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%>)		
$\frac{a}{b}$	$\frac{41.3}{53.1} \times 100 = 77.7\%$	$\frac{c}{d}$	$\frac{94.6}{100.0} \times 100 = 94.6\%$
		$\frac{e}{f}$	$\times 100 =$
理由 :	見舞金を支給することは療養の場合、治癒までの期間が30日以上であることが条件であるが、治癒報告者のうち半数以上が見舞金の支給を受けていることから、傷病等が重傷であることが判明している。		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	公務に従事し、負傷等の災害に見舞われた職員に対する見舞いの意を表す本事業は適応している。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	見舞金は条例に基づき、要件を満たした場合に支給することになるため妥当である。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	見舞金は、本市の公務に従事する職員に対する事業であるため代替性はない。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 A ▼	A : 満足できる	理由 :	民間企業等の見舞金額に比べ同程度であり、満足できるものと思われる。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	見舞金は、事由が発生した場合に職員及びその遺族に対し、見舞いの意を表すものであるため有効性である。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 公務災害の減少により見舞金支給件数及び額は減少するため、災害防止の取り組みを強化することにより成果を向上することは可能である。</p>	
	<p>コスト改善余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 見舞金の額については要件に基づき支払われるものであることからコスト改善の余地はない。</p>	

7 総合評価

評価	AAA ▼	他自治体の類似事業との比較	見舞金額については、県下他自治体と同程度である。
今後の進め方		説明	公務に従事し、負傷等の災害に見舞われた職員に対する見舞いの意を表す本制度は必要である。
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--